

No. 153

平成24年7月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
HPアドレス <http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会(TEL 0241-23-3263)

目次

村政報告.....	2
一般質問.....	3～6
視察・調査結果.....	7
議決結果・請願・陳情...	8

議会だより

6月議会



台北市立格致中學の視察訪問にて

中学生台湾派遣交流事業
視察調査を実施
(詳しくは7ページに掲載)



奈良県十津川村での熊野参詣道小辺路現地視察の様子

村議会常任委員会
所管事務調査を実施
(詳しくは7ページに掲載)

村政報告



村長 小椋 敏一

招 集 挨 拶

6 月 定例会

6月13日～15日

一、関東地方知事会の開催について

去る五月二十三日に関東地方知事会が当村、裏磐梯で開催されました。実害や風評被害に苦しむ福島県を応援・支援しようとの趣旨のもとで開催されたものであるが、前日の二十二日に来村され、五色沼を視察していただいた折に、本村及び福島県の実情を説明させていただいた。石原東京都知事をはじめ各知事から、全面的に支援、応援をするという力強い言葉をいただいた。

これを機会に、基幹産業である観光、農業が三月十一日以前の状況に、一日でも早く戻れるよう観光振興や農業振興に努め、風評被害払拭のため、スピード感を持って対応していく。

二、裏磐梯歴史口マンウォークについて

去る五月五日、「新島八重も通った会津米澤街道を歩く」をテーマとし、地元関係団体の皆様の協力をいただきながら開催させていただいた。今回は二つのコースに約三百名の参加があり、会津米澤街道を歩いて、歴史に思いを馳せ、ゴールでは熊まつりに参加されるなど、また、熊汁やマタギ体験など、参加された皆様に満足していただき、大盛況のうちに終了できました。ご協力いただきました皆様方に深く感謝を申し上げます。

また、七月八日には、本村と米沢市及び地元区長会共催で、旧会津米澤街道ワンデーマーチを開催する。このイベントを通して隣県の米沢市との交流の絆をより強固なものにしていきたい。

三、東京都杉並区との交流について

去る五月八日に杉並区立和泉中学校の一年生がフレンドシップスクールで、二年ぶりに来村しました。農業体験など、各種自然体験を通し、交流事業を実施しました。今後の教育旅行推進、さらには交流拡大に期待が持てるものとなった。

さらに、五月二十九・三十日には、東京都の杉並区役所において開催された初夏の観光物産展に参加し、本村の農産物の安全安心と、観光誘客に向けた宣伝活動を行ってきました。

四、小中学生の交流事業について

村内の小学六年生の沖縄県東村との交流については、七月の二十三日から四日間の日程で、東村への訪問を予定している。

また中学二年生・三年生の台湾派遣事業については、来る八月七日から四日間の日程で、二・三年生合わせて二十一名が参加する予定となっている。

さまざまな交流体験を通して、台湾や沖縄の歴史文化を学び、村の宝である子どもたちが、健やかで探究心を持ち、心豊かに成長することを願っている。

五、きたしおばらスポーツ大使について

去る六月十二日に、北京オリンピック陸上男子マラソンの代表の佐藤敦之さんをきたしおばらスポーツ大使に委嘱し

ました。裏磐梯観光大使の小椋佳さん、普天間かおりさん同様、本村のイメージアップ、そして村の安全安心情報の発信、合宿誘致、青少年の育成等にご尽力いただけるものと期待している。

六、災害時相互援助協定について

来る七月二日に、本村と安達郡大玉村との間で災害時相互援助協定を締結する運びとなりました。これは大玉村が昨年の震災以降、災害時の援助協定の必要性を認識し、いち早く本村に災害時相互援助協定締結の打診を行ったものあり、本村においても趣旨に賛同できるため締結するものである。

一般質問 1

5番 小 椋 元



1 健全財政確立の取組みについて

- ① 村税滞納解消の取組みと目標を伺う。
- ② 下水道全戸加入についての取組みと目標を伺う。
- ③ 平成二十四年度の国保会計における不足額を伺う。

税務課長

滞納者の資産・財産・生活状況を把握し、担税力があり、納付意思の無いものには滞納処分を実施し税収確保をしている。担税力がなく、納付意思のあるものについては納税相談、分納誓約等で滞納圧縮に努めている。また昨年度に引き続き会津地域地方税滞納整理機構特別滞納整理チームに参加し徴収及び滞納処分等を実施していく。

次に、本年度の徴収率の目標は、現年課税分で95・5%、滞

納繰越分で11%としている。

建設課長

全戸加入の取組みとして、今年度から新たに始まった「安全で快適な住宅改善事業」の活用を周知し、下水道の接続工事を実施し、積極的な加入推進を進める。第四次総合振興計画において、下水道未接続数ゼロを目標としており、加入推進を進める。

住民課長

平成二十四年度は一般会計からの財政支援八〇〇万円を繰り入れることで国保税率を据え置くこととしている。また歳入歳出が同額となるため不足額は生じていない。

再質問

滞納整理機構に入ってからどのくらいの実績があがったのか。またこれまでの滞納額を一度ゼロにして新たに課税する方法はとれないのか。

下水道について、住宅リフォーム事業などを十分に活用し短期間で目標達成する決意はあるのか。

国保税においても滞納はあるので課税の仕方を変えてみる必

要があると思うが。また、一般会計からの財政支援ではなく基金を活用できないのか。

税務課長

昨年度の実績では、滞納整理チームの徴収対象額は約一、〇一万一に対し、徴収額が約二四四万七千円で徴収率が22・7%である。これは七市町村からなる滞納整理チーム全体の平均を上回っており、また当初の滞納整理チームの目標が徴収率20%を目標としていたところからも目標は達成した状況である。

滞納分をゼロにするという制度はあるが、あくまで法に則った調査を要するものであり、すぐにゼロにすることはできない。

建設課長

目標は未接続数ゼロであるが各家庭事情があり、なかなか加入していない状況である。「安全で快適な住宅改善事業」等を利用し加入推進に努めていく。

住民課長

全国的に決められた課税方法で行っているもので、それに基づいて村としては算定している。基金については現在約三千万

強まで減ってきている。そのため平成二十一年度から村の一般会計より財政支援を受けており、今年度も八百万円の財政支援を受けることで国保会計を運営していく。

再々質問

滞納している村民の状況調査をして対応策をつくるべきと考えるが。

下水道全戸加入に向けて今年どのくらいの数字目標を立てているのか。

国保税についてもただ催促しなくても仕方がない問題であり、きちんと調査をするべきと考えるが。

税務課長

税金の考え方として憲法に納税の義務が明記されており、課税徴収で最も重要な点は公平性である。資力があり納税しない者へは強制的な滞納処分をしてでも徴収しなければならないと考えている。滞納額ゼロを目指し徴収努力をしていく。

建設課長

「安全で快適な住宅改善事業」の中で30戸ほどみているのでその3分の1程度の加入促進を図

りたいと考えている。特に裏磐梯地区の加入率が約75%程度であるので重点的に加入促進に努めていく。

住民課長

税務課とこれまで以上に協力し滞納を圧縮するよう努めていく。

2 職員の健康管理について

- ① 村では職員の集団健診やドック等行っているが、長期療養者はいないのか伺う。また、長期療養者の管理はどのように行っているのか伺う。

総務企画課長

現在、病気休暇により1名が長期休暇を取っている。長期休暇を取得する職員の管理については、所属長や保健師などが定期的に本人や家族との連絡、面談等を行うことにより、回復状況を把握している。

再質問

今年度に2名が退職したと聞

くが、無断欠勤ではなかったのか。また退職した理由は何か。

総務企画課長

退職した2名については正規に届出をし長期休暇をとっていた。退職の理由については依頼であり、申出があったため退職を許可したという状況である。

再々質問

コネで職員の採用をしている実態はないのか。

副村長

職員採用試験については県の町村会に委託し、すべて同じ試験で町村の職員が採用される仕組みとなっており、ご指摘の点はありません。

3 福島復興再生特別措置法への対応について

- ① 法の活用についての認識とこれまでの対応を伺う。
- ② 本村が復興庁に上げた意見とその根底にある考えを伺う。

企画室長

この法律では、国が基本方針を策定し、それに基づいて特別の措置を実施することや、国と

福島との協議の場として、福島復興再生協議会を組織すること等が規定されている。村では、これまで3月下旬に開催された法律案に関する説明会、五月下旬の福島復興再生基本方針概要の説明会に出席している。

福島復興基本方針の概要（素案）では健康管理や医療福祉、農林水産業の復興及び再生、観光の振興、風評被害対策、産業の振興、新たな産業の創出などの施策が盛り込まれており、この時点においてその内容は了解できるものと判断している。

再質問

昨年12月議会で決議した、風評被害払拭に係る財政支援、観光サービス業への補償、税収等の減収に係る補てん、自主避難等に対する補償については国に届けられているのか。

企業立地促進に向けた補助事業の財源確保は見送られたとあるが、村が進める企業誘致に影響は無いのか。

企画室長

福島復興再生特別措置法の基本方針は示されたが具体的な施策が展開されるのはこれからという状況にある。一つ目の風評被害の対策については村の第四

次総合振興計画にも位置づけし、重点施策にも盛り込まれている。二つ目の観光サービス関係の賠償では、これまで東京電力に損害賠償請求を行うことで対応となっている。また毎週水曜日の巡回相談も引き続き実施している。三つ目の税収補てんでは東京電力側で避難地域への賠償請求を優先したいと伝えられているため、自治体の損害賠償請求はこれから本格化するものと考えている。四つ目の自主避難等への補償については会津地域給付金という形で具体的に形となっている。

企業立地補助金については当村も加盟している会津総合開発協議会においても、七月に補助金の拡充、予算の確保について要望活動を行うこととなっている。

再々質問

二月までは風評被害等の補償が行われたが、その後どうなるのか話が聞こえてこないが、法律のなかで補償期間は明記されているのか。

企画室長

特別措置法の中では補償期間についての記載はない。損害賠償の終了期間について現在示されていない。

一般質問 2

2番 蟹巻尚武



1 国が行う国内風評被害払拭の為の方策と当村の対応について

- ① 今秋に行われる日中韓観光担当相会合が本県で開催される予定だが、当村は二十四年度総合振興計画の中に外国人誘客のインバウンド事業を掲げている関係上、相会合に対する対応を伺う。

商工観光課長

この計画の具体的な実施時期、場所、内容等について詳細は分かっていない状況であるが、この計画は海外の観光客を呼び戻すことだけではなく、国内にも福島、会津の現状を発信できる絶好の機会であると考えている。今後詳細について情報収集に努め外国人誘客のための観光PR活動、物産展を含め

積極的に参加する方向で検討したいと考えている。

再質問

観光庁発表のデータによると、福島県内に宿泊した観光客は、震災前の平成二十二年は六三万四六五〇人、二十三年は五七〇万二二八〇人で六十万人少ない状況であり、外国人観光客に至っては二十二年が五万五三二〇人で、二十三年は一万六四九〇人で約三分の一になっている状況の中、今年の秋という直近の話にもかかわらず、村からの意気込みが感じられないが、これを使いどのくらいの人を呼び込もうとしているのか。

商工観光課長

具体的な人数を申し上げることは難しいが、北塩原村が安全で元気であることを発信できる絶好の機会であるので、震災以前、さらにはそれ以上のお客さんに来ていただけるよう活動していく考えである。

再々質問

日中韓観光担当相会合共同声明には東日本大震災の悪影響の

克服が明記されており、この最大の目的は東日本の復興であり、その中心は福島県である。そのため、これを契機として、観光客は来てくれるが宿泊を伴わず通過点だという裏磐梯の問題を今こそ克服すべき時だと考えるが村はどう対応するつもりなのか。

村長

会津一円をめぐるパック商品はあっても、村内だけのパックを組めないという状況が確かにある。当村には他にはないたくさんさんのきれいな湖沼群があり、これを前面に出してパック旅行が組めるよう関係団体等と協力しながら対応していきたい。

2 県の風評被害対策の方策と当村の対応について

① 「ふくしま応援観光誘客事業」について、当村はどの様に対応し、また、利活用する考えか伺う。

商工観光課長

ふくしま応援観光誘客事業については、県が大手旅行会社等と連携し、県の観光に対するイメージアップPRと総合的な誘客戦略を展開するものであり、

村として可能な限り活用するという基本的な考えである。この考えのもと、観光協会等、団体との連携などにより、旅行会社への送客のためのキャラバン実施などより多くのお客様に来ていただくよう誘導営業をかけていきたいと考えている。

再質問

県が緻密に各旅行会社と連携を進め、また国とリンクしながらインバウンド事業に取り組んでいる中、当村には観光客が来ていない状況を踏まえ村ではどのような取組みをしていくのか。また、村の観光協会、観光業者がふくしま応援観光誘客事業に對しどれだけ関与できるのか。

商工観光課長

観光協会とも連携し、エージェント数社から裏磐梯に関する商品の提案を受けている状況であり、誘客営業をかけているところである。まだ県との委託事業ということであり具体的に나つていない部分はあるがキャラバンや積極的な誘導営業をかけていく。

また観光協会加盟の観光業者でこの旅行会社との取引はどのくらいあるのかという正確な数字は掴んではないが、数は多

くないと認識している。

再々質問

しっかりと現状を数字でつかみながら具体的な目標を掲げるべきと考えるが、北塩原村の観光入込客数は二六〇万人と聞くが、村はどのくらいの数値目標を掲げているのか。

村長

復興基金の活用も視野に入れ、様々なアイデアを頂戴しながら、一割増くらいの目標を持つて取り組みたいと考えている。

一般質問 3

1番 若林 幸子



1 五色沼国民宿舎について

① 昨年の定例会でも、他の議員が一般質問をしました。が、いまだに何の変化もなくそのままでの姿で残っており、裏磐梯の玄関口であり、裏磐梯の印象をとて悪くしている。村民の目も常に向いており、早急に公平に対応しなければいけないと考えるが、村としての対応を伺う。

商工観光課長

村としてもこのままでは観光地裏磐梯全体のイメージダウンになるという考えのもと、再三にわたり所有者に対し取壊しとその整理について要請してきたところであるが、現在のところその要請に応じてもらえていない。今後も引き続き粘り強く要

請を続けていきたい。

再質問

これまで何回所有者と交渉したのか。

商工観光課長

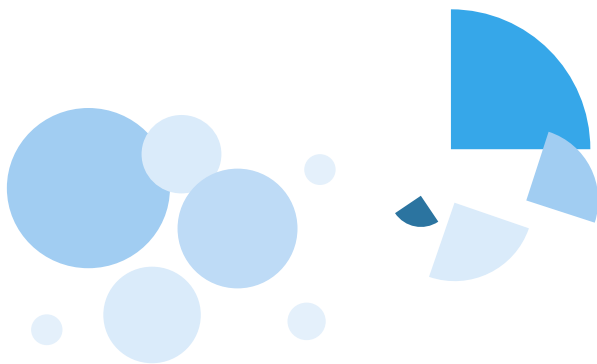
本年に入ってから2回。通算で7・8回ほどになる。そのほか電話連絡等も行っている。

再々質問

7・8回直接交渉して、前に進んでいないなら法的手段等にか別の対応策を考える必要があると考えるが、腰を据えて取組む決意はあるのか。

商工観光課長

法的手段については検討した経過があるが思うような行動の取れるものがなく現在に至っている。昨年9月議会の答弁においても要請だけでなく別の角度からの対応も検討事項に加えているが、まずは粘り強く要請していくことが第一であると考



村長

昨年9月議会では買取等も視野に入れ対応を考えると答弁したが、環境省などの関係機関とも協議しながら、いかなる利活用も含めて検討している。しっかりと時期を捉え、スピード感を持って対応していきたい。

2 村のカレンダーについて

① よく構成されているが、おじいちゃんやおばあちゃん達が、農作業する上で、旧暦の暦の読み方の方が、農作業の目安になり、使いやすい、便利でなじみやすいというが、次回から旧暦の暦も付け加えることは可能か伺う。

教育課長

カレンダーとしての要素はもちろん、村や学校行事等、行政事項等、さらに住民からの要望も踏まえわかりやすく見やすいよう検討して作成している。限られたスペースの中に住民がより必要としている情報をどのように載せるかという視点で今後とも皆様に親しまれるカレンダーとなるよう努めていく。

3 村民運動会について

① 今現在、北山と裏磐梯二つに分かれておりますが、毎年、運動場は交代制で行い、一年に一度くらい、この日本一美しい村、北塩原村の村民がひとつになつて行事を行うこと無理なものか伺う。また、スタッフや関係者は、大変であり、御苦労もあると思うが、年に一度、みんなが一緒になつて行事するのも、楽しく、絆も深まると思うがいかがなものか伺う。

教育課長

今年度当初予算に計上し、村民が一堂に会したレクリエーション等のスポーツを通じた地域間、世代間の交流を図るための北塩原スポーツ交流事業を計画している。

4 学習能力、運動能力

(裏磐梯小とさくら小、裏磐梯中と第一中)について

① 新しい学習指導要領が実施されているが、学習・運動能力の全国平均はどのくらいあるのか伺う。
② 村内の子どもたち(小学校間、中学校間)の差はどのくらいあるのか伺う。
③ 今回、学習指導要領の改訂で「生きる力」が育成のテーマであり、第四次振興計画でもあるように、自立して生きていく力を育むため、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力を兼ね備えた知・徳・体のバランスのとれた子ども」を育てていくとあるが、具体的に、今どの様な事を主に心がけ、考え、指導しているのか。

教育長

学力について、平成二十三年度は震災の影響を受け、全国学力・学習状況調査が中止となっており比較するデータがない。運動能力については、平成二十三年度新体力テストの結果で、小中学生ともほとんどの種

目で全国平均を上回っている。

村内の子供たちの差については、文部科学省では全国学力・学習状況調査の実施にあたり、市町村、学校名を明らかにした公表は行わないという方針を出しており、当教育委員会もこの方針に従った対応をしている。知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てるため、学校教育指導委員会を推進の核とし、幼少中の一貫した教育を目指したグラウンドデザインの作成を平成二十三年度から取組んでいる。各学校では、地域の特性や伝統を活かしながら、特色ある学校づくりに努めている。特に本年度は、総合的学習の時間などを利用し、郷土理解学習やジオパークに関する学習、環境教育の推進に努めている。

再質問

二十二年度の全国学力調査の平均値はどのくらいだったのか。

裏磐梯に赤松を植林した遠藤現夢氏について何年生が学習しているのか。

教育長

平成二十二年度の全国学力・学習状況調査では、小学校では国語、算数ともに主として「知

識」に関する問題の正答率は全国平均とほぼ同じであり、国語の主として「活用」に関する問題の正答率は全国平均より若干下回っている現状である。中学校では、国語、数学ともに主として「知識」に関する問題、主として「活用」に関する問題の正答率は全国平均より上回っている状況である。

遠藤現夢氏を含め、裏磐梯の歴史・自然等については、総合的な学習の時間の中で各学校それぞれに取組んでいる。

一例をあげると、裏磐梯小学校では「裏磐梯の人を学ぶ」、または「裏磐梯の動植物を学ぶ」といったそれぞれテーマを学年で設定し取組んでいる。

中学生海外派遣事業に係る台湾視察調査

去る5月14日から17日の日程で、今年度より初めて実施される予定の台湾への中学生派遣事業について、議会として視察調査を行った。

この視察調査の目的は、今年度から初めて村の中学生を台湾へ派遣するに当たって、派遣先として安全性が確保されているのか、また、中学生にとって十分に効果が得られる行程・内容であるかという点について調査を行った。

【視察結果】

治安について問題は無く、また親日感情のある国ということも十分に感じられ、安全性について問題は無いと判断できる。また、訪問した台北市立格致（グウツー）中學校では、台湾の教育プログラムや格致中學の校風といった点からも、交流を図ることにより、中学生にとって国際理解の効果は十分にあるものと思われる。その他、原住民族の文化や台湾の歴史を学ぶ行程となっており、中学生にとって意義ある交流事業になるものと判断できる。



台北市立格致中學での授業視察の様子



マオ・チイ校長と握手を交わす小椋議長

村議会常任委員会所管事務調査

【期日】 六月二十五日（月）～二十七日（水）

【場所】 奈良県曾爾村^{そに} 奈良県十津川村

【内容】 総務常任委員会

○町村合併について（今後の推移、計画）

厚生文教常任委員会

○史跡名勝の保存活用について

（世界遺産登録「熊野参詣道小辺路」「大峯奥駈道」^{おくがけみち}）

観光産業常任委員会

○産業振興について

（高原野菜の生産及び観光との結びつき）



奈良県曾爾村での研修にて



奈良県十津川村「熊野参詣道小辺路」にて説明を受ける様子

北塩原村議会議員定数の削減について

北塩原村議会議員定数について、昨年、議会全員協議会を3度開催し議論・協議を重ね、平成24年第4回北塩原村議会(6月定例会)において、議員定数を12人から10人とする条例案が提出され、賛成多数により可決しました。内容については以下のとおり。

【北塩原村議会議員定数条例について】

提案理由：人口減少が今後も見込まれる中、少子高齢化が一層進む当村の現況と厳しい社会経済状況を踏まえ、また、定数削減によって議会運営が支障をきたすことや議会としての機能の低下はないものと確信することから、議会として今後の財源を村民の為に資するため、定数を12人から10人とする本案を制定しようとするものである。

内 容：次の一般選挙から、北塩原村議会議員の定数を10人とするもの

提 出 者：五十嵐善清議員

賛 成 者：遠藤春雄議員 五十嵐正典議員 相原和之議員

採決結果：賛成多数により可決（内訳：賛成10名、反対1名）

審議結果一覧

《5月臨時会》

平成24年5月2日提出

専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税条例の一部を改正する条例）・・・・・・原案承認
専決処分の承認を求めることについて（北塩原村国民健康保険条例の一部を改正する条例）・・・・・・原案承認
風評被害払拭用トラック購入契約について・・・・・・原案可決

《6月定例会》

平成24年6月13日提出

平成23年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書について・・・・・・報告
平成23年度北塩原村一般会計繰越明許費繰越計算書について・・・・・・報告
平成23年度北塩原村簡易水道事業費特別会計繰越明許費繰越計算書について・・・・・・報告
平成23年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について・・・・・・報告
北塩原村の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する郵便局の指定の変更について・・・・・・原案可決
北塩原村企業誘致条例・・・・・・原案可決
平成24年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）・・・・・・原案可決
平成24年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）・・・・・・原案可決
平成24年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）・・・・・・原案可決
平成24年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第1号）・・・・・・原案可決

【議会発議】

北塩原村議会議員定数条例・・・・・・原案可決

請願・陳情

◎採択となったもの

○会津地域への自衛隊駐屯地誘致に関する意見書提出の陳情書

〈陳情者〉

福島県会津若松市蚕養町

五十二

会津地方自衛隊駐屯地

誘致期成同盟会

会長 手代木 和之

編集委員

委員長 大竹良幸

副委員長 蟹巻尚武

委員 五十嵐善清

委員 若林幸子

委員 小椋 眞